

## 暴力団特別捜査班設置要綱の制定について

平 3.3.18 丙捜二発第 11 号、刑事局長から本庁各局部課長、各審議官、首席監察官、警察大学校長、科学警察研究所長、皇宮警察本部長、各管区警察局長、各管区警察学校長、東京都警察通信部長、北海道警察通信部長、警視總監、各道府県警察本部長、各方面本部長あて

### (概要)

近年、暴力団は、その武装化を進展させるとともに、山口組、稲川会及び住吉会の3団体は、全国的な勢力拡大を目指して寡占化傾向を強め、これに伴って全国各地で銃器発砲を伴う対立抗争事件を多発させるなど、国民に大きな不安と脅威を与えた。また、社会、経済の変化に応じて暴力団は、その資金源活動を一層多様化、巧妙化させており、山口組を始めとする一部の暴力団は証券、金融関係等の広範にわたる経済取引に介入しているほか、その威嚇力を背景として企業活動自体にも介入するなど、暴力団の存在は健全な国民経済にとっても重大な脅威となりつつある。

本通達は、このような暴力団情勢に対処するため、暴力団の各種実態解明を行い、首領、中枢幹部、活動幹部等の検挙の促進を図るため、関係都道府県警察における暴力団特別捜査班の発足及び効果的な運用について、「暴力団特別捜査班設置要綱」を制定して指示したものである。

主な指示項目の概要は、

目的

設置、編成

任務

活動要領

活動対象の選定等と活動内容の指揮・掌握

通信・装備資機材等

等である。